

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	27	府省庁名 <u>経済産業省</u>
対象税目	個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 地方消費税）	
要望項目名	独立行政法人中小企業基盤整備機構に係る産業用地の整備に向けた税制上の所要の措置	
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 全国的に不足している産業用地を新たに確保し、国内投資の増加に資する観点から、独立行政法人中小企業基盤整備機構が新たに実施する、産業用地整備に関する融資業務の実施に係る所要の税制上の措置を検討する。</p> <p>・特例措置の内容 ○法人住民税（法人税割）法人税法施行令第5条第3号に規定する非収益事業としての非課税措置を適用） ○事業税（地方税法第72条の5第1項による非課税措置を適用） ○事業所税（法人税法施行令第5条第3号に規定する非収益事業としての非課税措置を適用） ○地方消費税 ※消費税（国税）と連動した要望</p>	
関係条文	<p>〔 地方税法第24条第5項（法人住民税（法人税割））、第72条の5第1項（事業税）、第701条の34第2項（事業所税）、法人税法施行令第5条第3号 〕</p>	
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 産業用地に対するニーズが高まる中、限られた適地を有効利用し計画的な土地利用を図ることで、地域経済に波及効果をもたらす高付加価値産業の立地を後押しし、国内投資の増加に寄与する。</p> <p>(2) 施策の必要性 2040年度200兆円の官民国内投資目標（「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（2025年6月閣議決定））を達成するためには、半導体・電子部品の製造工場やデータセンターをはじめとする、地域の特性に応じて高い付加価値を創出する産業施設に活用するための産業用地を確保することが不可欠だが、こうした施設の中には、広大な敷地を要する、多量なエネルギーを消費する、豊富な水資源を要する、精密機器を安全に運搬するための交通の利便性が必要になるといった、立地条件が厳しく、適地が限られる施設が存在。 こうした施設の立地需要に対応し、地域に付加価値を創出する産業用地の整備を進めるためには、限られた適地を有効利用し、計画的に開発することが不可欠となる。 産業用地整備は、地方公共団体や土地開発公社が地域の特性・実情を踏まえて行っているが、一方で、地方公共団体の中には用地整備に必要なノウハウの不足（技術者の不足）や、整備に係る財政負担の大きさ、土地開発公社の減少により、産業用地整備が難しい状況になりつつあることから、独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業用地整備に関する融資業務を新たに実施するものである。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【経済産業省政策評価基本計画】</p> <p>1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展</p> <p>【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）】</p> <p>Ⅲ. 投資立国の実現</p> <p>2030 年度 135 兆円、2040 年度 200 兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。</p>
		政策の達成目標	2040 年度 200 兆円の官民国内投資目標の達成に向け、地域経済に裨益する高付加価値産業の立地基盤となる産業用地の確保を後押しする。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	期間の定めのない措置
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	1 法人（独立行政法人中小企業基盤整備機構）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>業務運営に係る予算が国費により充当されている極めて公共性の高い法人である機構について、税制上の措置を講ずることにより、限られた予算の中で効率的に産業用地整備にかかる融資業務を実施することが可能となる。</p> <p>仮に税制上の措置を講じない場合、機構に税負担が発生することで、円滑な業務の執行に支障を及ぼしかねない。</p>
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>【国税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税法別表第一に掲げる法人として非課税措置を適用 ・ 法人税法別表第二に掲げる法人として非課税措置を適用 ・ 法人税法施行令第 5 条第 3 号に規定する非収益事業として非課税措置を適用 ・ 消費税法別表第三に掲げる法人として課税の特例措置を適用 ・ 印紙税法別表第三に掲げる非課税文書として非課税措置を適用 ・ 登録免許税法別表第三に掲げる法人として非課税措置を適用
		予算上の措置等の要求内容及び金額	令和 8 年度予算要求（独立行政法人中小企業基盤整備機構交付金等）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	税制上の措置に加えて、国の予算措置を一体的に実施することにより、円滑な業務遂行が可能となる。
要望の措置の妥当性	高付加価値産業の立地基盤となる産業用地の適地が限られてきている現状において、独立行政法人中小企業基盤整備機構の他の融資業務と比較しても、新たに産業用地整備にかかる税制措置を設けることは、政策手段として妥当である。		

これまでの 税負担軽減 措置等の 適用実績 と効果に 関連する 事項	税負担軽減措置等の 適用実績	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯		—